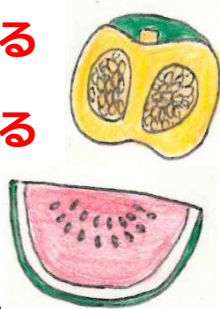


産直市等で食品を販売する時の食品表示について (衛生部分)

食品表示法に基づき、容器包装に入れた食品は食品表示を行う必要があります。何なのか(名称)、何が含まれているか(原材料名)、いつまで食べられるか(消費、賞味期限)、どのように保存するか(保存方法)、誰が作ったか(加工者、製造者)を正確に消費者に伝えなくてはなりません。

生鮮食品 (例)

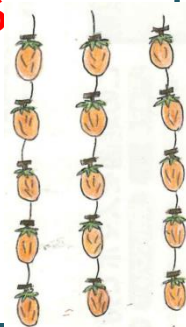
- 野菜・果物を洗ってカットする
例) カットかぼちゃ, カットスイカ等
- 野菜・果物をそのまま冷凍する
例) 冷凍ブルーベリー, 冷凍みかん等
- 野菜・果物の皮を剥く
例) 生栗, じゃがいも, 里芋



※保健所生活衛生課への届出は不要です

加工食品 (例)

- 茹でる, 焼く, 調味等したもの
- 野菜・果物を乾燥する
例) 干し柿, 干し芋, 干し大根, 黒にんにく等
 - 野菜・果物の皮を剥いて茹でる
例) タケノコ水煮等
 - 漬物
例) たくあん, 糠漬け, 浅漬け等
 - 穀物の製粉
例) 小麦粉, 米粉, そば粉等
 - はちみつ



★品質表示の相談

東広島市

東広島市産業部農林水産課

電話：082-490-0939

大崎上島町

大崎上島町地域経営課

電話：0846-65-3123

竹原市

広島県農業技術課

電話：082-513-3586

★栄養成分表示の相談

広島県西部東保健所保健課

電話：082-422-6911

※保健所生活衛生課への届出を
お願いします